

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課）

項目名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する標準的費用額等の工事实績を踏まえた見直し											
税目	所得税											
要望の内容	<p>【要望の内容】            一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）をした場合の所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額等について、工事实績を踏まえて見直しを行う。</p> <p>【関係条文】            租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3            租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5            租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 996"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額及び省エネリフォームの標準的な工事費用相当額に係る単位について、工事实績等を踏まえて見直しを行う。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 21 年度：標準的な工事費用相当額制度を導入 平成 25 年度：工事实績を踏まえて全部改定 平成 31 年度：工事实績を踏まえて全部改定 令和 4 年度：工事实績を踏まえて一部改定	